

長浜市告示第134号

長浜市職員資格取得助成金交付要綱（平成29年長浜市告示第116号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「した場合の当該取得に要した」を「するために必要な」に、「（平成18年長浜市規則第36号）」を「（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「添付し、」の次に「取得の場合は」を、「日まで」の次に「、一部合格の場合は一部合格の日から3か月を経過する日又は一部合格の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで」を加え、同項第3号中「合格者証」の次に「、一部合格を証するもの」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項第1号中「取得したもの」を「取得し、又は一部合格したもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 過去にこの要綱の助成金の交付を受けたもの。ただし、一部合格した科目に係る助成金の交付を過去に受けた場合であって、当該科目の受験を免除される期間内に資格等を取得できなかったときは、当該期間後に資格等を取得し、又は資格等試験に一部合格したものについては助成対象とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この要綱において「資格等試験」とは、資格等の取得に必要な試験をいう。

2 この要綱において「取得」とは、資格等試験に合格し、資格等を取得することをいう。

3 この要綱において「一部合格」とは、資格等試験が複数科目ある場合において、1科目以上合格となることをいい、当該合格をした科目の受験がその後の資格等試験において免除されるものをいう。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	資格等名称
国家資格	1 法務系資格 公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、中小企業診断士、社会保険労務士及び技能士（ファイナンシャル・プランニング、キャリア・コンサルティング及び知的財産管理）
	2 情報処理系資格 情報処理技術者（ITパスポート、情報セキュリティマネジメン

	ト、基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ及びシステム監査技術者)及び情報処理安全確保支援士
	3 福祉系資格 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士及び保育士
	4 建築系資格 建築士（一級及び二級、構造設計一級並びに設備設計一級）、土地地区画整理士、技術士、測量士、建築設備士、電気主任技術者、エネルギー管理士、建築物環境衛生管理技術者及び工事担任者
	5 その他資格 施工管理技士（建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理）、衛生管理者（第1種及び第2種）及び危険物取扱者
公的資格	1 法律系・事務系資格 秘書検定、ビジネス能力検定、ビジネス会計検定、ビジネス・キャリア検定、簿記検定（日商簿記3級相当以上）、ビジネス実務法務検定及び法学検定試験
	2 福祉系資格 手話通訳士、福祉住環境コーディネーター及び介護支援専門員（ケアマネジャー）
	3 語学系資格 実用英語技能検定（2級以上）
	4 その他資格 消費生活アドバイザー
民間資格	1 法律系資格 自治体法務検定（シルバークラス以上）、マイナンバー検定（2級以上）及び個人情報保護士
	2 語学系資格 TOEIC（R）（470点以上のスコア）、TOEFL（R）（英検・TOEICに準ずる。）、国際連合公用語英語検定（国連英検）（英検・TOEICに準ずる。）、ハングル能力検定、中国語検定及びロシア語能力検定
	3 その他資格 産業カウンセラー、防災士、舗装施工管理技術者、メンタルヘルスマネジメント検定、AFP及びCFP（R）

別表第2（第5条関係）

助成対象経費	助成率	限度額等	その他
取得に係る受験料 （複数回の一部合格により資格を取得した場合を除く。）	2分の1	2万円	交付申請は、1会計年度当たり1人1回限りとする。
一部合格に係る各科目の受験料 （複数回の一部合格により資格	2分の1	2万円	交付申請は、1会計年度当たり1人1回限りとする。

を取得した場合を含む。)		る。科目別に受験料が定められていない場合は、受験料を取得に必要な受験科目数で除し、一部合格した科目数を乗じた額を助成対象経費とする。
--------------	--	--

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 所 属 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
職員番号 \_\_\_\_\_

長浜市職員資格取得助成金交付申請書

長浜市職員資格取得助成金交付要綱第6条第1項の規定により、助成金を申請します。

申請種別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 一部合格		
対象資格の名称			
一部合格した科目の名称 ※一部合格の場合			
試験等の主催者名 (認定者名)			
取得年月日又は 一部合格年月日	年	月	日
対象経費	円	交付申請額	円
対象経費の内訳			

添付書類

- 1 資格等の内容及び受験料が明らかになるもの
- 2 領収書の写し又はこれに代わる書類
- 3 合格者証、一部合格を証するもの又はこれに準ずるものの写し

-----  
上記助成金の交付申請に関して、私の市税及び国民健康保険料（税）について未納がないことに相違ありません。

申請者の署名欄 \_\_\_\_\_

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

長浜市長

長浜市職員資格取得助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長浜市職員資格取得助成金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、長浜市職員資格取得助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交付種別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 一部合格
対象資格の名称	
一部合格した科目の名称 ※一部合格の場合	
交付決定額	円
備 考	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 所 属 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
職員番号 \_\_\_\_\_

長浜市職員資格取得助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた助成金について、  
長浜市職員資格取得助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

交付請求額 円

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。